

459

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行□座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

第69回 国連総会 第1委員会の 一般演説

核兵器禁止の法的枠組みへの道筋 具体的提案なく、模索が続く

2014年10月7日、ニューヨークの国連本部において第69回国連総会第1委員会が開会した。ここでの核軍縮に関する論議は、2015年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議の成り行きを左右するものとして重要である。そこで核兵器の非人道性、及び禁止の法的枠組みの観点から、一般演説における論議の動向を分析する。

相当数の発言者が、核兵器の人道的な結末への懸念を表明し、オスロ(ノルウェー)、ナヤリット(メキシコ)、そして近く予定されるウィーン(オーストリア)での国際会議の開催を歓迎した。停滞する核軍縮と核兵器の人道的な結末に関する議論の現状をつかむために、オーストリア、新アジェンダ連合(NAC)を代表するメキシコ、「ラテンアメリカおよびカリブ諸国共同体」CELAC)を代表したコスタリカ、NAM(非同盟運動)を代表したインドネシア、不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)を代表した日本、ケニアの発言に注目した。

ウィーン会議を開催するオーストリア

14年12月8日、9日に核兵器の人道的影響に関するウィーン会議を開催するオーストリアからアレクサンダー・クメント大使が発言した。大使の演説「から核軍縮に関連する部分を抜粋して**資料(3ページ**)に示す。

大使は、北朝鮮や南アジアでの核兵器やミサイル計画、中東非大量破壊兵器地帯に関する会議開催の困難性を例に挙げ、「NPTの普遍化が達成されていないことが、核不拡散を保証し、核軍縮を達成する枠組みとして有用であるという同条約の信頼性と有効性を弱めて」いるとし、「核軍縮・不拡散体制の全体的な状況を深く懸念し

て」いるとの現状認識を示した。そして「2015年 NPT再検討会議を展望するとき、2010年行動計画の軍縮に関する行動においてわずかな進展しか得られてないことが懸念と失望の源」であるとし、「10年以降に始まることを期待した、核兵器依存からの明確な変化の方向性は、まったく見い出せません」と失望を表明している。

更に核兵器国の核兵器への依存の継続こそが「核拡散をもたらす最大の推進力」であるとし、特に核兵器国に対し、核軍縮努力の信頼性を高めるよう求めている。

こうした状況認識の下で、核兵器の人道的な結末の焦点化が極めて重要であるとし、13年ノルウェー、14年メキシコでの2つの国際会議における事実情報に基づく議論から、「現存する核兵器のごく一部を使用した、いわゆる「限定的な核の応酬」によってさえ、即時に甚大な人道上の

今号の内容

国連総会第1委員会、始まる(第1報)

<資料>オーストリア大使一般演説

日米ガイドライン見直し(中間報告)

<資料>「戦争を超えた世界を」 呼びかけ文

【連載】被爆地の一角から(84) 「"悪夢"のノーベル平和賞?」土山秀夫 結果が」引き起こされとする。その上で、ウィーン会議では、「世界的な核軍縮・不拡散体制を強化し、核軍縮の具体的な進展のための推進力の創出を」目指すとした。NPTの信頼性と有効性は、ますます挑戦を受けているが、「国際社会は、我々の活動のすべての基礎となる人道上の至上命題を軸に団結すべきである」と強調した。オーストリアの演説には、核兵器を禁止する法的拘束力のある条約へ向けた交渉の開始を求めるという趣旨の主張は含まれていない。ウィーン会議は、あくまでも核兵器の非人道性に関わるキャンペーンの拡大に主眼を置くという前提で誘事設定が行われていることから、当然のことであろう。

核兵器禁止の法的枠組みを求める 新アジェンダ連合

一方、ナヤリットで核兵器の人道的影響に関する第2回国際会議を開催したメキシコは、その主催国としては発言せず、10月7日、新アジェンダ連合(NAC)を代表して演説した。NACはまず、4月末に再検討会議第3回準備委員会においてNPT上の核兵器国(P5)が提示した報告を厳しく評価している。

「彼らが明らかにしたことは、核兵器国による核兵器への継続的な依存でした。核兵器の世界的備蓄の更なる削減や作戦態勢の更なる緩和はなく、10年に核兵器国自身がコミットした核軍縮に向けた具体的進展の証拠となるドクトリンにおける有意な変化もありません。」(第16節)

さらに核軍縮の議論を促進すべくNACが第3 回準備委員会に提出したワーキングペーパー3 の意義を強調した。同文書で、NACは、これまで 出されている核兵器を禁止する枠組みへの提案 を、包括的な核兵器禁止条約(NWC)、簡易型の 核兵器禁止条約など4類型に整理し、NPT再検討 会議などの場で、議論を進めるべきだと提案し ている。演説では、「来年の再検討会議では、その 議論を続けなければならないし、全体として採 用することを決定した次のステップを報告せね ばなりません。」(第18節)とした。その上で、「明 確に定義されたタイムラインとベンチマークに 裏打ちされた核軍縮への法的拘束力のある多国 間の取り組み」(第21節)こそが核軍縮・不拡散 体制の完全性と持続可能性を維持するための唯 一の方法であると主張した。

コスタリカ、インドネシア、日本など

CELACを代表し、コスタリカは、「できる限り 早期に核兵器を禁止する国際条約の交渉」を呼 びかけた。更にNAMを代表したインドネシア は、「グローバルな核軍縮努力に新鮮な弾みを付けるために、NAMは、非同盟運動が提案した国連決議68/32において呼びかけられている、核兵器の保有、開発、生産、取得、実験、貯蔵、輸送、使用または使用の威嚇、及び解体の提供を禁止する核兵器に関する包括的な条約の早期締結のためのジュネーブ軍縮会議(CD)での交渉を緊急に開始する」(第6節)ことを呼びかけた。

これらは、核兵器の非人道性に関する議論の延長上での提案と言うよりも、NPT第6条を完全に履行すべきと言う従来からの主張に沿って、核兵器禁止への包括的な枠組みを提案しているものである。

一方、日本は、10月20日、不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)を代表して演説し、「核兵器の完全廃棄をめざしたステップ・バイ・ステップアプローチの重要性」を強調した。この考え方に対しては、多くの国が強く批判している。例えばCELACは、一般論としてであるが、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチは条約の目的を果たすことに失敗してきました」とし、このアプローチは、核兵器廃絶の要求はもちろんのこと、包括的核実験禁止条約(CTBT)発効、核分裂性物質生産禁止条約の交渉の開始も導いていないと述べている。

こうした中で、ケニアのアンソニー・アンダン ジュ大使は、10月13日の演説で市民社会の支持 と取組みの重要性を強調した。大使は、まず「15 年NPT再検討会議の前に10年行動計画が履行さ れることは考えにくい」との状況認識を示す。し かし、その上で、「人道的結末会議に対する政府、 NGOや市民社会グループによる圧倒的な支持が あるという事実は、核兵器により絶えず続く脅 威に対する反対の声を高めています」と核兵器 の人道的結末への市民社会の関心の高まりを強 調した。更に「国際社会のすべての市民には、核 兵器の存在に反対する権利と義務があります。 当然、核兵器禁止の議論が次の論理的なステッ プです」と続けた。これは、非人道性の議論から、 核兵器禁止の枠組みへ向かうべきであると主張 した、ほとんど唯一の例である。

10月20日、ニュージーランドが中心となり 155か国の賛同を得て、5回目の核兵器の非人道 性に関する「核の不使用声明」が発せられた。同 日、同名のオーストラリアが準備した20か国が 賛同する声明も出され、日本政府は、昨年同様、 両者に賛同した⁴。このように核兵器の人道的影響を焦点化する動きは継続して強まっている。 しかし、今回の第1委員会において、その延長上 に核兵器禁止の法的枠組みを作ろうと主張する 政府はほとんど登場していない。その代わりに、 非人道性の認識をあらゆる行動の下支えとしつ つ、NACが系統的に主張するような従来からも 進められてきた包括的な枠組みの形成を求める 声は健在である。今、改めてこれらの動きをいか に強めていくのかが問われている。

(湯浅一郎)₩

注

1 オーストリアを始め、各国の演説は、以下のサイト

にて国名で検索可能。

- http://reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2014/statements
- 2 世界的備蓄の削減、ドクトリンにおける核兵器の 役割低減、作戦態勢の緩和、透明背の向上など7項 目の具体的な取り組みが明記されている。
- 3 本誌第451号(14年7月1日)に抜粋訳。
- 4 本誌第435号(13年11月1日)参照。

【資料】第69回国連総会第1委員会一般討論演説(抜粋)

オーストリア軍縮・不拡散及び軍 備管理局長 アレクサンダー・ク メント大使

2014年10月13日、ニューヨーク

(前略)

我々は、今週ウィーンで再開される EU3+3(訳注1)とイランとの交渉が イラン核問題の解決に成功すること を期待しつづけています。一年前に新 たな交渉が始まって以来、進展は得ら れていますが、イランの核計画の本質 に関する国際社会の懸念のすべてを 和らげるような方法でこの問題を解 決するためには、なおも多くの課題が 残されています。

これらの交渉が核不拡散の柱におけるNPTの信頼性を強化することを期待する一方で、我々は、核軍縮不拡散体制の全体的な状況を深く懸念しています。

NPTの普遍化が達成されていないことが、核不拡散を保証し、核軍縮を達成する枠組みとして有用であるという同条約の信頼性と有効性を弱めています。北朝鮮の核兵器やミサイル計画は、重大な懸念であり続けています。南アジアでは重大な核兵器および弾道ミサイル開発が進行しています。オーストリアが全面的に支持する、中東非大量破壊兵器地帯に関する会議を開催するという2010年の決定の遂行が困難であることも、懸念の理由です。

オーストリアは常に、NPT及び最も 厳格な不拡散ルールを忠実に支持し ます。しかしながら、核拡散に関心を 集中するだけでは不十分です。15年 NPT再検討会議を展望するとき、10年 行動計画の軍縮に関する行動におい て限られた進展しか得られてないこ とが懸念と失望の源です。核の削減や ドクトリンの限定的な修正のような、 いくつかの提案がなされ、いくつかの ステップが個々の核兵器国によって 取られました。しかし、我が国や他の 国々が10年以降に始まることを期待 した、核兵器依存からの明確な変化の 方向性は、まったく見い出せません。 実際、EUが我々の立場を表明してい るウクライナ危機を、核軍縮の実現可 能性に疑問を呈する理由としている 国があります。

また、核兵器および核兵器インフ ラへの大規模な投資、近代化、及び更 新計画、さらには数世代にわたって 核兵器に依存するという明白な意志 が、NPT第6条および10年行動計画の 下での義務およびコミットメントと 合致するものとは考えられません。こ のような核兵器依存の継続は、おそら くは核拡散の最大の推進力です。この 行動は、兵器や技術自体を拡散するも のではないかもしれません。しかし、 それらは確実に核兵器の持つ象徴性 とステータスを拡散させます。NPT発 効から44年、その無期限延長から19 年間の後、我々は、NPTの信頼性に対 する基本的かつ増大する脅威として、 これを見ているのです。すべての加盟 国、特に核兵器国に対し、核軍縮努力 の信頼性と方向性を強め、精力をいっ そう傾注するよう切望します。

これに関連して、オーストリアは、包括的核実験禁止条約(CTBT)をまだ批准していない、附属書2(訳注2)に記載された国のすべてに対し、15年NPT再検討会議に先立ってCTBTの批准に向けた断固とした行動を取るよう呼びかけます。CTBTが未だ発効できずにいることも、グローバルな核軍縮・不拡散体制の信頼性と基盤を弱体化させています。

議長、

核拡散を防止し、そのような義務の遵守を保証するため、あらゆる分野で協力を拡大することは、核軍縮と核兵器のない世界の達成を促進し、増進するためのあらゆる努力がそうであるのと同じように、重要かつNPTに合致することです。

オーストリアは、NPT前文に明記され、10年最終文書によって認識されたとおり、核兵器による人道上の結果に対する気運と関心の増大は、極めて重要な発展であると考えます。13年ノルウェー、14年メキシコでの2つの国際会議における事実情報に基づく議論を通して、人道上の結果の及ぶ広い範囲は、以前に我々が理解していたよりもはるかに大きいという揺るぎない論拠が作られました。現存する核

兵器のごく一部を使用した、いわゆる「限定的な核の応酬」によってさえ、即時に甚大な人道上の結果が引き起こされます。それは広島と長崎のイメージさえ超えるものとなるかもしれる地域のな方法によりである。とは不可能です。このシナリオに関するとは不可能です。このシナリオに関性が失われるのです。「核戦争は決して勝つことはできないし、決してガンが語ったように。

核兵器に伴うリスクに関する新情報も、入手可能になってきています。これらのリスクは、以前から知られているよりも深刻であり、完全に除去することは不可能です。人類は過去、何度も非常な幸運に浴しました。理性が求めるのは核兵器を乗り越えて進むための緊急の行動です。

それゆえに、そしてこの重要な論 議を継続し、深めるために、オースト リアは、14年12月8日と9日、核兵器 の人道上の影響に関するウィーン会 議を開催します。オーストリアは、世 界的な核軍縮不拡散体制を強化し、 核軍縮の具体的な進展のための推進 力の創出を目指します。条約を基礎と する体制の信頼性と有効性への挑戦 はますます強まっています。したがっ て、国際社会は、我々の活動のすべて の基礎となる人道上の至上命題を軸 に団結すべきであると信じます。この 数日の間、多くの演説がこのイニシア チブへの広範な関心と支援を表明し たことに深く感謝します。

ウィーン会議では、すべての国による意見表明が歓迎され、すべての国が招待されます。会議はまた、関連する国際機関、学界、市民社会に公開されます。オープンで実質的かつ建設的な議論を奨励します。核軍縮と核兵器のない世界という共通の目標の進展に立ち会いたいすべての関係者の積極的な参加をお待ちしています。(後略)

訳注

- 1 英仏独のEU3か国と米ロ中の3か国。
- 2 核開発能力をもつとみなされる44の CTBTの「発効要件国」を規定する。現 在、米中など8か国が未批准。

(訳:ピースデポ)

日米ガイドライン中間報告

-危惧される無制限の自衛隊海外派遣

2014年10月8日夕、日米両政府は、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」「を発表した。中間報告は以下の方針を示した。「切れ目のない、実効的な、政府全体にわたる同盟内の調整」、「指針及び日米防衛協力の目的」、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」、「日米同盟のグローバルな性質」。

中間報告は5ページに満たない短い文書であるが、「切れ目のない」というフレーズと、「グローバル」との表現が頻出している。また、10月8日の中間報告発表の記者会見の際にも、江渡聡徳防衛大臣は、ポイントは「日本の平和と安全の切れ目のない確保」にあると述べた²。

「見直し」の狙い

今回の中間報告には、現行ガイドライン(97年改定)の中心概念である「周辺事態」という言葉は登場しない。周辺事態とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」(周辺事態法第1条)である。また、99年4月28日、参議院本会議において、小渕恵三首相(当時)は、「周辺事態が生起する地域にはおのずと限界があり、例えば中東やインド洋で生起することは現実の問題として想定されない」と述べた。

中間報告は、平時から有事に至るまで、「切れ目のない」日米共同軍事行動を行うことを両政府の方針として示した。「グローバル」と示された日米防衛協力が、実質的にどのような地域を対象とするのかは明らかでない。

注目されていた「集団的自衛権」の文言は、中間報告には盛り込まれなかった。しかし、ガイドライン改定にあわせ、日本政府が集団的自衛権の行使容認へと転じていることは明らかである。対米行政協定の改定のために、実質的な憲法解釈の変更を行うという倒錯が起きている。

「リバランス」と「積極的平和主義」

中間報告の「序文」には、以下の記述がある。

「指針の見直しは、日米両国の戦略的な目標及び利益と完全に一致し、アジア太平洋及び これを越えた地域の利益となる。米国にとっ て、指針の見直しは、米国政府全体としての アジア太平洋地域へのリバランスと整合す る。日本にとって、指針の見直しは、その領域 と国民を守るための取組及び国際協調主義 に基づく「積極的平和主義」に対応する。」

米軍のリバランス戦略は、米国の財政赤字に 端を発しており、財政面での日本側負担を増大 させようとしている。他方、安倍政権の掲げる 「積極的平和主義」は、日本はこれまでのような 「受け身」ではなく、より積極的に海外に展開し ていくという方針である。しかしその具体的中 身が何を意味するのかは明確でなく、「我が国を 取り巻く安全保障環境の悪化」という「受け身」 のフレーズを多用することにより成立させてい る方針である。しかし、「我が国を取り巻く安全 保障環境」は自動的に醸成されるものでなく、常 に日本を含む地域諸国の行動が相互に影響して 形成されていくものである。日米両政府には、日 米ガイドラインの改定自体が、安全保障環境を より悪化させるものになりうるという視点が欠 落している。

年末までの完了予定であるガイドライン改定は、越年することはほぼ確実な情勢となっている。日本の集団的自衛権行使を可能とするための関連法整備に係る与党内協議と国会審議も難航を極めるであろう。他方で、10月8日の中間報告発表に関する米国務省の「メディア・ノート」3では、「ガイドライン改定は年末までに完了されることが見込まれる」とある。このことを、日米間の認識の齟齬が生じていると見ることもできる。

いま必要なのは、集団的自衛権を含む軍事力による対立ではなく、対話と協調による軍事力によらない地域安全保障の枠組みである。北東アジア非核兵器地帯構想は、その具体的対案である。地帯を目指すための地域関係諸国における真摯な議論がなされること自体が、相互の信頼醸成につながる。その前提として、市民社会においての議論を一層深めたい。(塚田晋一郎) **①**

汪

- 1 www.mod.go.jp/j/approach/anpo/sisin/houkoku_20141008.html
- 2 防衛省「大臣記者会見概要」、14年10月8日。www. mod.go.jp/j/press/kisha/2014/10/08.html
- 3 www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/10/232694. htm

「戦争を超えた世界を」の呼びかけ、





始まる

以下に訳出したのは、新たに始められた世界的なキャンペーン「戦争を超えた世界を」(World Beyond War)の呼びかけ文である。単に特定の兵器を廃絶するのみならず、戦争や軍事主義そのものを乗り越えることが必要だと訴えている。文章の最後では、経済の民生転換や非暴力平和隊の創設など、戦争を廃絶するためのさまざまな処方箋が示されている。

9月21日の「世界平和デー」に合わせて、「戦争を超えた世界を」の構成団体・組織による各種イベントが世界各地でもたれた。同キャンペーンはホームページを通じ、世界中の市民に、個人または団体での参加を呼びかけている。(編集部)

「戦争を超えた世界を」 呼びかけ文

世論は、特定の戦争と、世界が毎年戦争と戦争準備のために2兆ドルを費やしていることに反対している。私たちは、戦争準備を終わらせ平和な世界へと移行することを可能にする広範な運動の開始を発表することを計画している。私たちは、戦争に関する事実を伝え、神話を打ち砕くのに必要な道具をつくろうとしている。私たちは、安全保障を達成し紛争を解決する平和的手段を見出す努力を含め、戦争のない世界に向けて一歩を踏み出そうと世界で活動する組織を支援し、そうした努力は戦争の完全廃絶に向けた前進であるとの認識を広めるための方法をつくろうとしている。

大規模に起きる不必要な被害を避けようとするならば、私たちは戦争を廃絶しなくてはならない。20世紀に約1億8000万人が戦争のためになくなった。第二次世界大戦のような規模の戦争を私たちは繰り返してはいないが、戦争がなくなったわけではない。死や負傷、トラウマ、数多くの人々の家屋の喪失、経済的コスト、環境破壊、経済的流出、市民的権利・政治的権利の剥奪といった形であらわれる苦しみはいまも続いている。

壊滅的な損失、あるいは人類絶滅のリスクを負いたくなければ、私たちは戦争を廃絶しなくてはならない。あらゆる戦争が、大規模な破壊と制御不能なエスカレーションのリスクを伴っている。私たちは拡大する兵器拡散、資源の不足、環境への圧迫、地球史上最大の人口の世界に直面している。そうした動乱の世界において、私たちは、戦争として

知られる、集団(主に政府)間の持続的で意図的な 軍事的戦闘を廃絶しなくてはならない。なぜなら、 それを続けることは、地球上のすべての生命を危 機にさらすからだ。

もし私たちが戦争を廃絶すれば、人類は生き延び、気候危機などの危険によりよく対処することができるだけではなく、私たちすべてにとってのよりよい生を生み出すことができるだろう。戦争へ投入する資源を再配分することで、容易な想像の範囲を超えるような利益が世界にもたらされるだろう。毎年2兆ドル(そのうち半分が米国、半分が世界の残りの国々)が戦争と戦争準備に費なれている。これらの資源があれば、持続可能なエネルギーや農業、経済、保健、教育制度を作り出す世界的な取組みを変えることができるだろう。戦争資金の使い道を変えることで、戦争に資源を使うことによって奪われる命の何倍もの命を救うことができる。

戦争の廃絶は、[それに向けた]途上の必要なステップである部分的な軍縮よりも大きな要求ではある。もし廃絶の意義が理解されるならば、攻撃的な戦争遂行への圧力を生み出すと私たちが経験上知っている、より大きな軍事予算の維持を望んでいたかもしれない人々の中に、重大で、場合によっては完全な軍縮への支持を作り出す可能性を秘めている。そうしたキャンペーンの第一歩は、戦争廃絶の可能性と、その緊急の必要性を人々に知らしめることでなくてはならないだろう。非暴力行動や非暴力運動、紛争の平和的解決の効果性への意識が急速に高まっており、紛争の解決と安全保障

の達成のために戦争への効果的な代替案が存在することを人々に納得してもらう可能性が高まって きている。

戦争の削減と究極的な廃絶、そして、軍産複合体の目的を別の場所に向けることで、投資の振り向け先となる世界経済や公共サービスの部門に対して大いなる利益がもたらされるかもしれない。私たちは、民間産業を巻き込み、グリーン・エネルギーや教育、住宅、保健、その他の領域(市民的自由・環境保護・子どもの人権など)の領域で活動する人びとを巻き込み、住民のための社会的事業に関して大幅な予算削減をしてきた都市や国、州、県、共同体の政府を巻き込んだ、大きな連合を作っていこうと考えている。戦争が不可避なものではなく、戦争をなくすことは実際に可能であることないこうと考えている。戦争が不可避なものではなく、戦争をなくすことは実際に可能であることないこうと考えている。

戦争から金銭的な利益を得ている人びとなどか らの抵抗はすさまじいものになろう。もちろん、そ うした利害関係を打ち破ることができないわけ ではない。ホワイトハウスがシリアにミサイルを 撃ち込むことを計画していた2013年の夏にはレイ セオン株が高騰した。しかし、劇的な世論の反対が 起こり、このミサイル計画は取りやめになった。し かし、すべての戦争を終わらせるには、代替的な経 済の可能性を示すことで、戦争推進者のプロパガ ンダを打ち砕き、戦争推進者の経済的利益に対抗 していかねばならない。「人道的」な戦争、そしてそ の他の特定の類の、あるいは想像された類の戦争 に対する広範な支持は、説得的な議論と代替案に よって対抗できる。私たちは、さまざまな種類の戦 争支持に対抗する議論を提示するための資料セン ターを利用可能にする予定だ。

国際的に組織化を進めることで、ある国でなされた進展を利用して、他の国においても、恐怖感を持つことなくそれと同じような進展を作り出したり乗り越えたりすることができるだろう。遠はくの場所で人間のコストをかけながら(たいているは、一般には理解されていない規模で)戦争をしている諸政府の国民をもいない規模で)戦争をしている諸政府の国民をも的ない規模で)戦争をしている諸政府の国民をもの支援をで、戦争の終結に向けた広範で道徳的な要求を作り出すだろう。軍事主義と戦争がより安全でない世界をつくり、私たちの生活の質を落とすという主張を提示することで、戦争からその大部分を奪い取るであろう。経済的なトレードオフがあることを人々に気づかせることで、平和の配当への支持を復活させるであろう。戦争の違法性や非道徳性、戦争の莫大なコストについて、そ

して、防衛と紛争解決の合法的で非暴力的、より効果的な方法があると説明することによって、戦争の廃絶という、比較的ほんの最近になって急進的な提案となり、常識的な取組みだと見なされるべきものを世論に受け入れさせることだろう。

グローバルな運動が必要ではあるが、この運動 は、戦争への最大の支持が生まれる場所の現実を 無視したり、そうした現実をひっくり返したりす ることはできない。米国は、もっとも多くの兵器を 製造、販売、購入、備蓄、使用し、最も多くの紛争に 関与し、ほとんどの国に多数の兵士を駐留させ、 もっとも悲惨で破壊的な戦争を遂行している。こ れらの行いによって米国政府は世界の主導的な 「戦争遂行者」になり、マーチン・ルーサー・キング Jrが言うところの「世界で最大の暴力提供者」と なっているのである。米国の軍事主義を終わらせ ることで、その他多くの国に軍事予算を拡大させ ているプレッシャーを弱めることになる。NATO は戦争の主要な主唱者かつ最大の参加者を失い、 中東などの地域への最大の兵器供給国が存在しな くなることになろう。

しかし、戦争は米国や西側だけが行っているの ではない。この運動は世界中の戦争や軍事主義に 焦点を当て、暴力や戦争への効果的な代替案の例 と、(より弱くではなく)より強い安全への道とし ての脱軍事化の例を作り出すことに資するだろ う。短期的な目標には次のようなものが含まれる: 経済転換委員会、部分的軍縮、(防衛的ではなく)攻 撃的兵器の削減、基地閉鎖、特定の兵器や戦術の禁 止、外交・国際法の推進、和平チームや「人間の盾」 の拡大、非軍事的対外支援や危機予防の推進、軍の リクルート制限や入隊希望者への代替案の提供、 戦争税を平和事業に振り向ける立法の起草、文化 的交流の推進、人種差別主義との闘い、より破壊 的・搾取的でないライフスタイルの発展、戦争遂行 から人間や環境の必要充足への転換を社会に促す 平和転換タスクフォースの創設、世界の全ての場 所における紛争で危険にさらされている民間人や 地元の平和・人権活動家を保護し、現在あるいはこ れまでに暴力的紛争を経験してきた場所で平和を 創りだすための、民間・専門的・国際的・非暴力的な 平和維持者・平和構築者のグローバルな非暴力平 和隊の拡大。

(訳:ピースデポ)

【出典】

www.worldbeyondwar.org/wp-content/uploads/2014/02/wbw.pdf

″悪夢″のノーベル平和賞?

今年の10月9日、顔見知りの記者から電話が入った。翌10日、ノーベル平和賞の受賞が決定するが、市政記者クラブで相談した結果、筆者と他に2人の被爆者を交えて共同記者会見をさせて欲しい、というのが用件だった。むろん「憲法9条を守ってきた日本国民」が平和賞の候補に上がっていたからだ。

当日、迎えに来てくれた件の記者は、車 中で筆者に9条受賞の可能性はどの位と思 うか、と尋ねた。ノルウェーのオスロ国際 平和研究所のハープウィケン所長が、9条 を受賞予測のトップに挙げていたことが 念頭にあったからであろう。筆者はこう答 えた。「9条が受賞できればこれほど嬉しい ことはありません。しかし多分むつかしい と思いますね。これまでのノーベル平和賞 の団体ないし個人は、いずれも長年にわた る実績の積み重ねが評価されたものがほ とんどです。確かに9条は数十年にわたっ て日本国民が守ってきたことは事実です が、候補としては今年初めて名乗りを上 げ、クローズアップされてきただけですか ら。新聞に意見広告を出した実行委員会も その点を見越してか、『日本の9条が世界の 9条になり数年後にノーベル平和賞が授与 されるのも決して夢ではありません』と述 べていますよ。」

そうは言ったものの、記者クラブの室内でノーベル委員会の発表中継を見守り始めると、ひょっとして…と期待を掛けている自らに苦笑する他なかった。マララ・ユスフザイさんの名前が読み上げられた途端、彼女を祝福する一方で、9条が受賞を逃した残念さも味わった。しかしこれまで世界の多くの知識人は9条の持つ特別の価値を認めていたとしても、今回名乗りを上げたことによって、一般の人たちにまで関心を抱かせたであろう点は高く評価されていか。被爆70年に当たる来年、もしも平和賞が授与されることでもあれば、被爆地としてはこの上ない記憶に残る年となろう、などと勝手な想像さえ浮かぶ。

ところで今年9条が受賞されなくて内心 一番ホッとしているのは、安倍晋三首相そ の人ではなかろうか。「憲法9条を保持する 日本国民」が対象として受賞した場合、日 本を代表してオスロに出向くのはやはり 安倍首相ということになろう。だが当の首 相が最もその資格においてふさわしくな いことは、国民の誰もが知っている。若手 議員の頃から現行憲法は占領軍による押 しつけとして事ある毎に非難し、自主憲法 制定の必要性を力説してきた張本人だか らだ。9条についても2項を廃止して国防軍 を設置し、個別的自衛権のみでなく集団的 自衛権も解釈の変更によって行使可能と し、海外派兵への道さえ開きかねない戦前 回帰の"富国強兵"を夢見る首相。これでは 首相がノーベル平和賞の受賞スピーチを したとしたら、正にブラックユーモアとし か言いようがあるまい。

漫画家の「やくみつる」さんが、10月15日付の朝日新聞に痛烈な風刺漫画を載せている。「日本国憲法、ノーベル平和賞受賞ならず」のタイトルで、向かって右側に安倍首相が立って描かれている。首相は陰の声として『もし受賞していたとしたら、どの面下げて私がうかがうのか』とつぶやき、額に冷や汗を浮かべて賞状らしきものを広げて見せている。左側には困惑した表情でそれを見つめるマララさんの姿がある。賞状めいたものに書かれた文字が止めを刺す。「感謝賞日本国内閣総理大臣安倍晋三」とあるからだ。

こうした事態を避けるにはどうしたらいいのか。いちばん簡単なことは、受賞前までに安倍さんに首相の座を下りてもらうことだろう。アベノミクスとやらもどうやらほころび始めたようだし、来年あたりが潮時ではなかろうか。06年から僅か1年でヨロヨロになって政権を投げ出したののに比べたら、今回は立憲主義を否定し、日本を戦争のできる国に閣議決定できた暇があったのだから、以って瞑すべきではないか。



特別連載エッセー●84

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年~92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2014.10.6~10.20

作成:有銘佑理、塚田晋一郎

ICBM=大陸間弾道ミサイル/THAAD=高高 度ミサイル

- ●10月6日 米中央軍、「イスラム国」への空爆の概況発表。多国籍軍機の発進は4802回、イラクでの空爆は266回、シリアでは95回。
- ●10月7日 パネッタ前米国防長官、回顧録 『貴重な戦闘(Worthy Fights)』を出版。北朝鮮 が南侵すれば、韓国防衛のために米軍の核兵 器を使用するという計画に言及。
- ●10月7~11日 ロシア、ICBM「トーポリ」 を使用した軍事演習。
- ●10月8日 日米両政府、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)改定作業の中間報告を発表。(本号参照)
- ●10月8日 米陸軍レーザー兵器、フロリダ州での実験で、無人偵察機や迫撃砲の砲弾を打ち落とすことに成功。
- ●10月9日 韓国空軍、同国製の軽攻撃機 「FA50」が8日に東海上空で空対地ミサイル 発射実験を実施し、成功と発表。
- ●10月10日付 英原子力規制庁及び環境保護局、トライデントミサイルを管理する民間核兵器製造会社AWEに対し、核廃棄物管理の甘さを指摘。ガーディアン。
- ●10月14日 日本政府、特定秘密保護法の 運用基準と施行令などの政令を閣議決定。防 衛、外交、スパイ活動防止、テロ防止の4分野 で、計55項目の運用基準を列挙。
- ●10月14日 邱国洪駐韓中国大使、米国が韓国への配置を推進中のTHAADへの懸念を表明。
- ●10月15日 岸田外相、北朝鮮が核実験や長 距離弾道ミサイル発射に踏み切った場合、拉 致問題に関する日朝政府間協議の継続が困 難になるとの認識を示す。
- ●10月16日 英国防省、「イスラム国」の情報収集、監視、偵察のため無人偵察機「リーパー」の、イラクへの投入を発表。
- ●10月17日 インド、地対地中距離誘導ミサイル「ニルファイ」の実験に初成功。
- ●10月17日 アジア欧州会議(ASEM)首脳会 議、北朝鮮による核開発、拉致問題への懸念

アボリション・ジャパンML に参加を

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

〈アブック「核軍縮・平和2014」

─市民と自治体のために 11月発刊

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ

発行:緑風出版/A5判約356頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料) 特集 核兵器: 非人道性から禁止の法的枠組みへ

★ご注文方法は同封のチラシにて★

■49のキーワード: 核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか

■市民と自治体にできること

■48の一次資料

オスプレイ配備と低空飛行訓練 を止めさせるために

< オスプレイ配備に伴う米軍機低空飛行訓練 に関する全国自治体アンケート>から読み解く

発行:フォーラム平和・人権・環境/調査と分析:ピースデポ

●頒価 300円(送料別) 13年4月発行 A4判64ページ



を初めて盛り込んだ議長声明を発表。

パンフレット

- ●10月17日 在日米海軍、イージス駆逐艦2 隻を、17年夏までに順次、横須賀基地に追加 配備すると発表。
- ●10月17日 岸田外相、外務省で、ケネディ 米駐日大使、ボーカス駐中国大使、キム駐韓 国大使と会談。対中国・北朝鮮で、日米韓連携 強化で一致。
- ●10月20日 5回目の「核兵器の人道的影響に関する共同声明」、国連総会第1委員会で発出。155か国が賛同。日本は賛同。(本号参照)

沖縄

- ●10月6日 沖縄森林管理署、高江ヘリパッド建設の座り込み強制排除は「検討していない」と述べる。住民の要請に対し。
- ●10月7日 米空軍所属F15D、英東部で墜落。同型機が嘉手納配備中。
- ●10月9日 辺野古新基地建設反対を訴える「10・9県庁包囲県民大行動」。約3800人が参加。
- ●10月10日 10·10空襲から70年。1944年、 米軍機の無差別攻撃で那覇の9割が焼失。
- ●10月14日 県内の大学、短大、工業高等専門学校など10校の学長、日米両政府に学校上空での米軍機の飛行中止を求める要請書。
- ●10月14日 民主党、党本部の方針に反して

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp ₹

知事選立候補を表明した喜納氏を除名処分。

- ●10月15日付 日本政府が目指すとしている19年2月までの普天間運用停止について、 米側が2日の日米合同委員会で「空想のような見通しだ」と反対を表明したことが判明。
- ●10月16日 名護市議会、辺野古移設断念・ボーリング調査即時中止求める意見書を賛成多数で可決。
- ●10月16日付 1947年に琉球米陸軍司令部が普天間飛行場の危険を認識し、陸軍航空部門(現空軍)に使用を控えるよう要請していたことが明らかに。
- ●10月18日付 嘉手納所属F15、14日の訓練中にエンジン部品の一部を落下。18日に通報。通報のあった部品落下は今年4件目。
- ●10月20日 日米両政府、在日米軍基地の環境調査に関する特別協定に「実質合意した」と発表。自治体関係者の基地立入り認める。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議

CELAC=ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体

CTBT=包括的核実験禁止条約

NAC=新アジェンダ連合

NAM=非同盟運動

NATO=北大西洋条約機構

NPDI=不拡散・軍縮イニシャチブ

NPT=核不拡散条約

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのML に移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

-スデポの会員になって下さい。

編集委員:梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd>>pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6 桁):会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎 (ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和 子、丸山純一、山口響、土山秀夫、梅林宏道

書: 秦莞二郎